

○弘前地区環境整備事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和3年7月13日条例第1号

改正 令和6年2月20日 条例第1号
令和7年2月18日 条例第1号

[未施行を並列表記] ※未施行の施行日 令和8年9月24日
令和8年2月18日 条例第2号
[未施行を並列表記] ※未施行の施行日 令和8年9月24日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第243条の2の7第1項の規定に基づき、管理者等（弘前地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）における法第292条において準用する法第243条の2の7第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第243条の2の8第1項の規定に基づき、管理者等（弘前地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）における法第292条において準用する法第243条の2の8第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 組合は、管理者等の組合に対する損害を賠償する責任を、管理者等が執務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、管理者等が賠償の責任を負う額から、管理者等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、免れさせる。

第2条 組合は、管理者等の組合に対する損害を賠償する責任を、管理者等が執務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、管理者等が賠償の責任を負う額から、管理者等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、免れさせる。

- (1) 管理者 6
- (2) 副管理者又は監査委員 4
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月20日条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月18日条例第1号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に規定する政令で定める日から施行する。（令和7年政令396号により、令和8年9月24日から施行）

附 則（令和8年2月18日条例第2号）

この条例は、令和8年9月24日から施行する。